

佐伯市空き家利活用事業補助金

○空き家購入者の場合

【補助金の主な要件】 ※以下のすべての要件を満たす方が対象となります

- 佐伯市外から佐伯市に定住目的（5年以上生活の拠点を置くこと）で空き家物件を購入または賃貸し、その住宅に居住を始める人
- 佐伯市の空き家バンク登録物件または大分県の空き家マッチングチームにより成約した物件を購入する人
- 移住前、移住後の住所地の市区町村において納入すべき税金を完納している人
- 過去において、この補助金（ようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金の新築・建売・中古住宅購入・住宅改修・家財処分に係る補助を含む。）を交付されたことのない人
- その他、各要件を満たす人

■補助金の申請は、空き家バンクの購入又は賃貸の契約を締結した日から1年以内に提出して下さい。



	補助対象経費	補助率	上限額	備考
1	空き家購入	1/4	100万円	最大110万円
2	空き家改修	2/3	100万円	※購入と改修は合わせて
3	家財処分	10/10	10万円	100万円が上限

■確認事項

【空き家バンク登録物件の購入又は賃貸に係る制限】

※空き家バンクの物件を購入又は賃貸する物件の所有者又は管理者が、移住者の3親等以内の親族でないこと。ただし、3親等以内の親族が所有者になり、移住者がその物件に居住する場合は、補助対象となります。

【補助金の全額・半額返還の基準】

●全額の返金

本事業を活用した空き家から、3年未満に転居又は転出した場合

※補助対象要件に該当しなくなった場合は、全額補助金の返還となります。

●半額の返金

本事業を活用した空き家から、3年以上5年以内に転居又は転出した場合

○空き家バンクに登録する所有者の場合

【補助金の主な要件】

- これから空き家バンクに物件を登録する所有者



	補助対象経費	補助率	上限額
1	家財処分	10/10	10万円

※空き家バンク登録前（登録予定に限る。）の家財を処分する場合は、佐伯市からの事前連絡を受けた後から登録をする日までの間が補助対象となります。

空き家バンク登録後は、所有者が売買契約若しくは賃貸借契約後に家財処分を行う場合のみ対象となります。空き家バンク登録中は、補助対象になりません。

誓約事項に違反があった場合等、補助金の返還を求める場合があります。

【お問い合わせ先】 地域振興課 ふるさと振興係

TEL 0972-22-3033